

3. 市民サービスセンター 5-3

エスプラッツ2階に市民サービスセンターを設置し、各種証明書の発行や県からの権限委譲により一般旅券の申請受理及び交付事務を開始した。

開始：住民票等の各種証明発行 平成19年8月1日

一般旅券の申請受理及び交付 平成19年9月1日

窓口時間

平日 午前10時から午後6時30分まで（火曜日は午後7時まで）

日曜日 旅券の受け取りのみ可能。時間は正午から午後4時まで

閉庁日 土曜日・祝日（ただし日曜日が祝日の場合は開所）・年末年始

取り扱う事務

一般旅券申請の受理及び交付(訂正、紛失、渡航先追加、増補申請を含む)

各種証明書の発行（下記の証明書の発行を行っている）

住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍、除籍、身分証明書、戸籍附票の写し、納税証明書（軽自動車、国民健康保険に関する証明は除く）、所得課税証明書、完納証明書、固定資産証明書、事業所証明書

平成19年度市民サービスセンター旅券申請件数及び証明書発行件数

単位：件

月	旅券	戸籍	住民票等	印鑑証明	諸証明	税証明
8	—	35	67	51	4	8
9	471	150	88	59	2	22
10	515	206	93	86	4	22
11	383	163	94	67	7	13
12	431	176	94	59	1	12
1	567	218	110	97	4	17
2	462	189	114	92	2	32
3	503	208	163	108	4	16
合計	3,332	1,345	823	619	28	142

4. 市民相談 5-2

市民相談コーナーで、市民からの行政一般に関するお尋ねへの対応と、目的に沿った相談事業を実施している。

◎本庁1階市民相談コーナーでの相談

(平成19年度)

相談名	開催日時	担当	相談内容
一般相談	月～金曜日 8:30～17:00	市民相談コーナー 担当相談員	市の業務についての意見、日常生活上の悩みごと、心配ごとなど。
法律相談	毎週木曜日 13:30～16:30	佐賀県弁護士会	民事上の法律問題、土地家屋、相続、消費者金融等の金銭貸借など。
人権・心配ごと相談	毎週火曜日 13:30～16:30	佐賀県人権擁護 委員連合会	人権を侵害されたと思われる相談、日常生活上の悩みごと、心配ごとなど。
税務相談	第1・3水曜日 13:30～16:30	九州北部税理士会 佐賀支部	所得税、法人税、贈与税などの手続き全般。
土地建物相談	第2・4月曜日 13:30～16:30	佐賀県宅地建物 取引業協会	借地、借家などの契約および苦情全般。
行政相談	第1・2・3・4金曜日 13:30～16:30	行政相談員	役所や特殊法人などに関する相談。
行政手続相談	第4金曜日 14:00～16:00	佐賀県行政書士会	官公庁への許認可申請書など行政手続きにかかる全般的内容。
暴力に関する相談	月～金曜日 9:00～16:00	市民相談コーナー 担当相談員	日常生活での暴力に関する悩み、心配ごと。

◎支所での相談

支所名	相談名	開催日時	場所
諸富	人権・行政相談	毎月第4金曜日 13:00～16:00	諸富支所
大和	人権・行政相談	毎月第3木曜日 10:00～12:00	大和老人福祉センター
	心配ごと相談	毎月第4木曜日 10:00～12:00	
富士	人権相談	開催日時は市報をご覧ください。	富士支所
	行政相談	毎月第4水曜日 10:00～15:00	
三瀬	人権・行政相談	毎月第2水曜日 9:30～12:00	三瀬保健センター
川副	人権・行政相談	毎月第2水曜日 9:00～12:00	川副公民館
東与賀	人権相談	毎月第3水曜日 13:30～16:00	東与賀保健福祉センター
	行政相談	毎月第3水曜日 13:30～16:00	
久保田	人権相談	開催日時は市報をご覧ください。	久保田老人福祉センター
	行政相談	毎月第1金曜日 10:00～15:00	

◎本庁での相談・案内等状況

相談の種類	一般相談	特別相談						企業業務		総合案内	暴力に関する	合計
		法律	人権 心配ごと	税金 務	土地・ 建物	行政 手続	行政 手続	水 道	交 通 (シ ル バ ー パ ス 券)			
H18	2,446	433	189	43	64	10	6	15,043	2,014	62,264	24	82,536
H19	2,259	423	131	43	60	16	1	16,329	1,513	76,524	15	97,314

5. つくし斎場 5-2

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市金立町大字金立1197番地465
- ② 敷地面積 5,787㎡
- ③ 建築面積 1,336㎡
- ④ 建物構造 鉄筋コンクリート2階建
 - 待合棟
 - 1階 ホール、待合室（5室）、事務室、応接室、湯沸室、便所、売店、機械室
 - 2階 ホール、待合室（2室）、湯沸室、便所
 - 火葬棟
 - 受付、ホール、炉前室、拾骨室（3室）、遺体安置室、作業室、電気室、火葬炉7基（1炉1再燃焼炉付）、作業員控室
 - 駐車場 45台収容
- ⑤ 着工及び竣工 昭和54年2月24日着工 昭和55年3月15日竣工
- ⑥ 業務開始 昭和55年4月1日
- ⑦ 総工費 3億8,300万円

(2) 使用料

① 遺がいの火葬（1体につき）	市内居住者	市外居住者
大人	6,500円	26,000円
子ども（10才以下）	4,600円	20,000円
死産児	3,300円	13,000円
② 改葬遺がいの火葬（1体につき）	死亡後3年未満	死亡後3年以上
大人	6,500円	4,600円
子ども（10才以下）	4,600円	2,600円
③ 胞衣その他の焼却	10kgまで	10kgを超え1kg増すごと
	1,300円	130円
④ 遺体安置室(24時間以内)の使用	市内居住者	市外居住者
	1,300円	5,200円

(3) 利用状況（平成19年度）

区 分		件 数	区 分		件 数
大人	市 内	1,802件	死産児	市 内	32件
	市 外	425件		市 外	16件
子ども	市 内	10件	人 体 の 一 部 等		2,069.9kg
	市 外	2件	遺体安置室・告別室		9件

6. 川副葬祭公園 5 - 2

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市川副町大字犬井道5722番地
- ② 敷地面積 3,707㎡
- ③ 建築面積 176㎡
- ④ 建物構造 軽量鉄骨平屋建
- ⑤ 施設内容

玄関ホール、休憩室（2室）、事務室、湯沸室、便所、炉前ホール、機械室、安置室、遺体作業室、火葬炉2基、駐車場（20台収容）

- ⑥ 着工及び竣工 昭和51年12月20日着工 昭和52年3月31日竣工
- ⑦ 業務開始 昭和52年6月1日
- ⑧ 事業費 6,250万円

(2) 使用料

① 遺がいの火葬（1体につき）	市内居住者	市外居住者	
	大人	5,000円	20,000円
	子ども（10才以下）	3,000円	15,000円
死産児	2,000円	10,000円	
② 改葬遺がいの火葬（1体につき）	市内居住者	市外居住者	
		2,000円	10,000円
③ 身体の一部の焼却	市内居住者	市外居住者	
		2,000円	10,000円
④ 霊柩車の使用	市内居住者	市外居住者	
		5,000円	

(3) 利用状況（平成19年度）

区 分		件 数	区 分		件 数
大人	市 内	132件	死産児	市 内	1件
	市 外	7件		市 外	1件
子ども	市 内	0件	一身体等の	市 内	4件
	市 外	0件		市 外	0件
			霊柩車	市 内	46件

※ 件数は合併後の件数

7. 東与賀火葬場 5 - 2

(1) 施設の概要

① 位 置 佐賀市東与賀町大字田中172番地3

② 敷地面積 997㎡

③ 建築面積 167㎡ (建床面積144㎡)

④ 建物構造 鉄筋コンクリート一部2階建

⑤ 施設内容

待合室 (和室・ロビー)、拾骨室、炉前ホール、湯沸室、便所、倉庫、管理人控室、零灰塔、駐車場、火葬炉1基

⑥ 着工及び竣工 昭和61年12月10日着工 昭和62年4月25日竣工

⑦ 業務開始 昭和62年5月1日

⑧ 事業費 5,318万円

(2) 使用料

① 遺がいの火葬 (1体につき)	市内居住者	市外居住者
大人	6,000円	20,000円
子ども (10才以下)	4,500円	15,000円
死産児	3,000円	10,000円
② 改葬遺がいの火葬 (1体につき)	死亡後3年未満	死亡後3年以上
大人	6,000円	4,000円
子ども (10才以下)	4,500円	2,500円
③ 胞衣その他の焼却	10kgまで	10kgを超え1kg増すごと
	1,000円	100円
④ 遺体安置室(24時間以内)の使用	市内居住者	市外居住者
	1,000円	4,000円

(3) 利用状況 (平成19年度)

区 分		件 数	区 分		件 数
大人	市 内	68件	死産児	市 内	0件
	市 外	3件		市 外	1件
子ども	市 内	0件	身体の一部等		0kg
	市 外	0件	安置室使用		0件

※ 件数は合併後の件数

8. 市 税 5-4

(1) 市税の一覧

税目	区分	課税客体・納税義務者	申告書提出期限	納 期 等
市 民 税		(個人) ・市内に住所を有する個人(均等割、所得割) ・市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割) (法人) ・市内に事務所または事業所を有する法人(均等割、法人税割) ・市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所または事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所または寮などを有する法人でない社団または財団(収益事業を行うものを除く)で代表者または管理人の定めのあるもの(均等割)	(個人) ・個人申告書 3月15日 ・給与支払報告書 1月31日 ・異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日 (法人) ・中間申告 事業年度開始日から6カ月を経過した日から2カ月以内 ・確定申告 事業年度終了日の翌日から2カ月以内 (ただし、提出期限の特例あり)	(個人) ・普通徴収 第1期6月1日～6月末日 第2期8月1日～8月末日 第3期10月1日～10月末日 第4期12月1日～12月28日 ・特別徴収 6月から翌年5月まで徴収した月の翌月10日 (法人) 申告書の提出期限
固定資産税		固定資産 土 地 } 家 屋 } 当該固定資産の所有者 償却資産 }	償却資産 1月31日	第1期5月1日～5月末日 第2期7月1日～7月末日 第3期9月1日～9月末日 第4期11月1日～11月末日
軽自動車税		原動機付自転車 } 軽自動車 } 所有者または使用者 小型特殊自動車 } 2輪の小型自動車 }	・取得申告 軽自動車等の所有者等となった日から15日以内 ・廃車申告 軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内	5月11日～5月末日
市たばこ税		市内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した「製造たばこの製造者」、「特定販売業者」または「卸売業者」	毎月の販売につき翌月末日まで申告・納付	
特別土地保有税			平成15年度以降、当分の間、新たな課税の停止	
入湯税		鉱泉浴場の入湯客	翌月15日までに申告・納付	
都市計画税		市街化区域内に所在する土地家屋の所有者		固定資産税と同じ
国有資産等所在市交付金		(交付金) 国・地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等 } 国 } 地方公共団体		(交付金) 6月30日

賦課期日	課税標準及び税率																																									
1月1日 (個人市民税のみ)	<p>○個人所得割 税率=6/100</p> <p>○個人均等割 3,000円</p>	<p>○法人均等割 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="662 450 1252 840"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>3,600,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>2,100,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの</td> <td>156,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>144,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td>60,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法人税割 法人税額の14.7/100</p>	法人等の区分	税額	資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの	3,600,000	資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	2,100,000	資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの	492,000	資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	480,000	資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	192,000	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	180,000	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	156,000	資本金等の額が1千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	144,000	上記以外の法人等	60,000																				
法人等の区分	税額																																									
資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの	3,600,000																																									
資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	2,100,000																																									
資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの	492,000																																									
資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	480,000																																									
資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	192,000																																									
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	180,000																																									
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	156,000																																									
資本金等の額が1千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	144,000																																									
上記以外の法人等	60,000																																									
1月1日	<p>・税率=1.4/100</p> <p>・免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満</p>																																									
4月1日	<table border="1" data-bbox="422 1086 1380 1503"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td colspan="2">50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">50ccを超え90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">90ccを超えるもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2">2輪のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3輪のもの</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上のもの</td> <td>乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物 営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物 自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td colspan="2">農耕作業用のもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2輪の小型自動車</td> <td colspan="2">4,000円</td> </tr> </tbody> </table>		原動機付自転車	50cc以下		1,000円	50ccを超え90cc以下		1,200円	90ccを超えるもの		1,600円	ミニカー		2,500円	軽自動車	2輪のもの		2,400円	3輪のもの		3,100円	4輪以上のもの	乗用 営業用	5,500円	乗用 自家用	7,200円	貨物 営業用	3,000円	貨物 自家用	4,000円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600円	その他のもの		4,700円	2輪の小型自動車		4,000円	
原動機付自転車	50cc以下			1,000円																																						
	50ccを超え90cc以下			1,200円																																						
	90ccを超えるもの			1,600円																																						
	ミニカー		2,500円																																							
軽自動車	2輪のもの		2,400円																																							
	3輪のもの		3,100円																																							
	4輪以上のもの	乗用 営業用	5,500円																																							
		乗用 自家用	7,200円																																							
		貨物 営業用	3,000円																																							
		貨物 自家用	4,000円																																							
小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600円																																							
	その他のもの		4,700円																																							
2輪の小型自動車		4,000円																																								
	<p>売り渡し本数1,000本につき3,298円 (ただし、旧3級品は1,564円)</p>																																									
	<p>・宿泊する者 1人1泊につき150円</p> <p>・宿泊しない者 1人1泊につき80円</p>																																									
1月1日	<p>・税率=0.25/100</p>																																									
	<p>算定標準額の1.4/100</p> <p>※法で特別定めのあるものを除き、算定標準額は次のとおりである。 (交付金)</p> <p>前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格による。</p>																																									

(2) 市税の調定状況

(単位：円、%)

科 目		年 度 区 分	18 年 度		19 年 度	
			調 定 額	前年度比	調 定 額	前年度比
市 民 税	個 人	現 年 分	8,886,523,291	108.8	10,774,876,245	121.2
		繰 越 分	499,495,689	85.3	447,868,409	89.7
		小 計	9,386,018,980	107.2	11,222,744,654	119.6
	法 人	現 年 分	3,284,752,000	109.0	3,396,110,000	103.4
		繰 越 分	48,729,971	106.9	37,811,371	77.6
		小 計	3,333,481,971	108.9	3,433,921,371	103.0
合 計		12,719,500,951	107.7	14,656,666,025	115.2	
固 定 資 産 税	現 年 分	12,087,838,300	97.6	12,782,953,600	105.8	
	繰 越 分	1,280,250,184	91.2	1,105,890,626	86.4	
	小 計	13,368,088,484	97.0	13,888,844,226	103.9	
	交 付 金 ・ 納 付 金	133,655,700	99.6	128,718,700	96.3	
	合 計	13,501,744,184	97.0	14,017,562,926	103.8	
軽 自 動 車 税	現 年 分	412,270,000	103.0	424,072,900	102.9	
	繰 越 分	40,204,641	97.0	38,777,792	96.5	
	合 計	452,474,641	102.4	462,850,692	102.3	
市 た ば こ 税	現 年 分	1,504,873,849	104.0	1,516,348,180	100.8	
	繰 越 分	—	—	—	—	
	合 計	1,504,873,849	104.0	1,516,348,180	100.8	
特 保 別 有 土 地 税	現 年 分	—	—	9,083,900	皆増	
	繰 越 分	—	—	—	—	
	合 計	—	—	9,083,900	皆増	
入 湯 税	現 年 分	26,678,340	101.2	24,081,190	90.3	
	繰 越 分	1,322,140	109.8	285,910	21.6	
	合 計	28,000,480	101.6	24,367,100	87.0	
都 市 計 画 税	現 年 分	1,416,076,700	108.1	1,485,475,800	104.9	
	繰 越 分	156,528,615	87.7	131,061,143	83.7	
	合 計	1,572,605,315	105.6	1,616,536,943	102.8	
総 計	現 年 分	27,752,668,180	103.2	30,541,720,515	110.0	
	繰 越 分	2,026,531,240	89.1	1,761,695,251	86.9	
	合 計	29,779,199,420	102.1	32,303,415,766	108.5	

(3) 市税の決算状況

(単位：円、%)

科 目			18 年 度			19 年 度		
			収 入 額	収入率	前年度比	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個 人	現 年 分	8,743,814,394	98.4	108.7	10,546,111,923	97.9	120.6
		繰 越 分	121,389,017	24.3	109.7	114,296,931	25.5	94.2
		小 計	8,865,203,411	94.5	108.7	10,660,408,854	95.0	120.3
	法 人	現 年 分	3,273,702,410	99.7	109.3	3,385,761,795	99.7	103.4
		繰 越 分	9,178,972	18.8	89.9	8,865,748	23.4	96.6
		小 計	3,282,881,382	98.5	109.3	3,394,627,543	98.9	103.4
	合 計	12,148,084,793	95.5	108.9	14,055,036,397	95.9	115.7	
	固 定 資 産 税	現 年 分	11,766,672,200	97.3	97.8	12,499,949,160	97.8	106.2
		繰 越 分	286,875,259	22.4	97.1	298,320,410	27.0	104.0
		小 計	12,053,547,459	90.2	97.8	12,798,269,570	92.1	106.2
		交 付 金 ・ 納 付 金	133,655,700	100.0	99.6	128,718,700	100.0	96.3
		合 計	12,187,203,159	90.3	97.8	12,926,988,270	92.2	106.1
軽 自 動 車 税	現 年 分	398,018,412	96.5	102.8	409,330,070	96.5	102.8	
	繰 越 分	8,661,968	21.5	100.0	10,523,926	27.1	121.5	
	合 計	406,680,380	89.9	102.7	419,853,996	90.7	103.2	
市 た ば こ 税	現 年 分	1,504,873,849	100.0	104.0	1,516,348,180	100.0	100.8	
	繰 越 分	—	—	—	—	—	—	
	合 計	1,504,873,849	100.0	104.0	1,516,348,180	100.0	100.8	
特 保 別 有 土 地 税	現 年 分	—	—	—	9,083,900	100.0	皆増	
	繰 越 分	—	—	—	—	—	—	
	合 計	—	—	—	9,083,900	100.0	皆増	
入 湯 税	現 年 分	26,536,840	99.5	101.0	24,081,190	100.0	90.7	
	繰 越 分	0	0.0	0.0	183,400	64.1		
	合 計	26,536,840	94.8	100.9	24,264,590	99.6	91.4	
都 市 計 画 税	現 年 分	1,378,816,468	97.4	108.6	1,452,588,549	97.8	105.4	
	繰 越 分	37,956,258	24.2	95.0	36,620,372	27.9	96.5	
	合 計	1,416,772,726	90.1	108.2	1,489,208,921	92.1	105.1	
総 計	現 年 分	27,226,090,273	98.1	103.4	29,971,973,467	98.1	110.1	
	繰 越 分	464,061,474	22.9	99.8	468,810,787	26.6	101.0	
	合 計	27,690,151,747	93.0	103.3	30,440,784,254	94.2	109.9	

市民生活

(4) 歳入に占める市税割合

(単位：千円)

年度 区分	16年度	17年度	18年度	19年度
一般会計	87,176,905	83,974,599	82,786,269	87,573,152
市税	26,472,711	26,793,862	27,690,152	30,440,784
割合(%)	30.4	31.9	33.4	34.8

(5) 原動機付自転車・軽自動車保有台数

(単位：台)

(各年4月1日現在)

種別	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	
総数	86,533	87,723	88,934	89,981	91,078	
原動機付自転車	50cc以下	14,403	13,809	13,318	12,825	12,365
	50ccを超え90cc以下	1,703	1,600	1,545	1,449	1,397
	90ccを超えるもの	706	729	725	742	753
	小計	16,812	16,138	15,588	15,016	14,515
軽自動車	2輪のもの	1,820	1,863	1,949	1,963	1,938
	3輪のもの	1	1	3	3	3
	4輪乗用	35,484	37,712	39,745	42,114	44,250
	4輪貨物	23,254	22,804	22,529	21,932	21,476
	小計	60,559	62,380	64,226	66,012	67,667
小型特殊車	農耕作業用	6,376	6,409	6,311	6,174	6,028
	その他	227	266	308	324	398
	小計	6,603	6,675	6,619	6,498	6,426
2輪の小型自動車	2,559	2,530	2,501	2,455	2,470	

9. 市民活動センター 5-1

建物概要

名 称 i スクエアビル (アイ・スクエアビル)

所 在 地 佐賀市駅前中央1丁目8番32号

敷地面積 3,464.88㎡

建築面積 1,040.82㎡ (延床面積 8,068.43㎡)

構 造 鉄骨造 9階建

総事業費 19億8千万円 (佐賀市分)

開 館 平成14年4月1日

内 容 ◎情報プラザ (1F) ……見て、知って、創ってをコンセプトに最新のIT機器を駆使し、デジタルワールドを楽しく体感する事ができます。子どもから大人までみんなが楽しめるふれあいスペースです。

イベントゾーン デジタルライブラリー バーチャル水族館

インターネットサロン ITファクトリー

◎市民活動プラザ (3・4F) ……市民活動を知りたい、参加したい、いろいろな人と交流したい、活動を広げたい、そんなあなたの市民活動を応援します。

ミーティングフロア 情報コーナー 活動スペース ワーキングコーナー

親子交流サロン リフレッシュコーナー プラザ事務所

行政コーナー (市民活動推進課・スポーツ振興課) 消費生活相談室

小会議室 (4室)

◎新産業支援プラザ (5F) ……新しく事業を起こそうとお考えの方、新しい製品を開発しようとする企業や個人、事業を拡大しようとする地元企業等に対してさまざまな支援を行います。

インキュベートルーム 産業支援相談室 商談室

大・中・小会議室 (各1室) 交流サロン リフレッシュコーナー

10. 市民活動推進 5 - 1

『市民活動と共に歩む佐賀市の基本方針』の実現

“好いとっけん すっよ 私から”

- 基本理念
- ◎市民活動の多様性を理解し共感する広い心を持ってほしい。
 - ◎一人一人がやって良かったと思えるような取り組みを考えます。
 - ◎市民活動の対象や内容に興味と関心を持ってもらいたい。
 - ◎活動を行うためのはじめの一步を自発的に踏み出してほしい。

- 基本原則
- ①主体性の尊重
 - ②協働・対等の認知
 - ③創造性（先駆性・開拓性）の重視
 - ④継続性と自己責任
 - ⑤活動環境の基盤の確保

- 基本施策
1. 活動環境の整備
 2. 市民意識の醸成
 3. 活動拠点の整備
 4. 人材の育成・活用
 5. 活動推進の制度の整備・充実

(1) 市民活動支援事業

① 啓発事業

市民及び行政内部に対して、市民活動団体やNPO、協働などについての基礎的な理解を深めるような事業を実施する。

◎市民活動に関する各種啓発事業（平成19年度実績）

開催日時	講 座 名	参加者数(人)
1/31、2/1、2/13～14	協働に関する職員研修	258
2/14	協働推進窓口担当者向け講座	39
2/1	協働に関する市民向け講座	37
3/2	協働の進め方に関する意見交換会	27

② 情報の提供 / 交流事業

市民と行政との協働を推進していくために、市民と情報を共有する。同様に、市民活動団体の情報を把握・整理し発信する。

1. 市報や市ホームページによる広報及び各種の広報媒体による情報提供

2. 市民活動団体ガイドブック2007の更新・配布
3. 支援事業説明会・意見交換会の開催
4. 助成金情報について、団体に適した情報を提供する

③ NPOと行政との協働推進窓口

NPOが行政に活動を周知したり、理解や協力、協働事業の取り組みを働きかけたりしたい時に、いつでも対応できるように特定非営利活動促進法の17分野に対応する佐賀市の部署に担当者を配置している。(平成15年12月より運用開始)

関係者が一堂に会して協働事業の話し合いを行い、双方で顔の見える関係づくりを推進する。

相談件数 3 件 (平成19年度実績)

(2) 市民とのパートナーシップ推進事業

市民活動啓発に関するNPOの主体的な事業を公募により委託し実施することで、市民への啓発促進とともに受託団体の事業能力向上を図り、協働による取り組みの促進を行う。

◎平成19年度事業

① 協働推進啓発事業

「大学生と中高齢者の協働による市民のための健康増進事業」

団体名：特定非営利活動法人 スポーツフォアオール

② ボランティア実践推進事業

「消費者啓発ボランティア養成講座～市民の力で消費者被害を防ごう～」

団体名：特定非営利活動法人 消費生活相談員の会さが

(3) 市民活動保険

市民活動を実践する活動者等が市民活動中に怪我をした場合や死亡した場合、あるいは活動の参加者等に損害を与えた場合などに補償を行う。

◎市民活動保険の特徴

- ① 市内に活動拠点を置いた市民活動団体で、広く公共の利益を目的とした市内における自発的な無報酬の活動が対象
- ② 保険対象となる方は指導者や活動者、活動を伴う参加者で、単なる観覧者や活動を伴わない参加者などは除く
- ③ 保険料は市が全額負担
- ④ 申し込みや事前登録手続きは不要
- ⑤ スポーツ活動や、活動地と自宅等の往復途上時の事故などは対象に含まない

◎平成19年度保険契約受付件数

傷害保険事故 25件、賠償責任保険事故 1件

(4) 協働ステップアップ事業

職員や市民の協働への意識向上を図り、より具体的で効果的な協働の取り組みを進めていくために次の3つの取り組みを行う。

① 庁内の協働事業実態調査

庁内で行われた市民活動団体との協働事業についての概要を把握する。(平成19年度164件)

② 協働推進のための人材育成研修実施

協働に対して積極的な職員を発掘し、協働推進の中核を担うための研修を行う。(平成19年度2回)

③ 「佐賀市協働出合いフェスタ」の開催

協働の取り組みに積極的な市職員と市民活動団体関係者が、協働事例の共有や情報交換を行う機会をイベント的に提供する。(平成19年度1回、参加者52名)

(5) 市民活動拠点運営事業

① 佐賀市民活動センターの指定管理者に特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンターを指定

② ホームページや情報誌による積極的な広報の実施

(6) 市民活動プラザ

① 市民活動プラザ設置の趣旨

佐賀市の市民活動の拠点施設として、多様な市民活動を育成及び支援すること、市民活動に関する情報の収集及び提供に関することを目的として設置した。

② 貸出施設の利用案内

申し込み 使用日の3カ月前から3階市民活動プラザ窓口で受付

休館日 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

利用時間 午前9時から午後10時まで

※ ただし、営利・宗教・政治的な用途には、貸し出しできない。

■会議室等の利用料金について

会議室

種類	数	単位	利用料金
大会議室 84㎡ (50人程度)	1	1時間	2,500円
中会議室 56㎡ (24人程度)	1	1時間	1,500円
小会議室 24㎡ (12人程度)	5	1時間	1,000円

※市民活動利用の場合は利用料金の2割の金額

その他の設備

種 類	数		利 用 料 金
活動スペース	6ブース		月5,000円
ロッカー	大	2個	月500円
	中	36個	月300円
	小	48個	月200円
レターケース	240団体分		無 料

コピー機・印刷機

種 類	内 容	利 用 料 金	
コピー機	白黒・2色	B5・A4	10円/1枚
		B4・A3	20円/1枚
	カラー	B5・A4	50円/1枚
		B4・A3	100円/1枚
印刷機	製版	100円/1枚	
	印刷	1円/1枚	

市民活動プラザの利用状況

項 目	平成18年度実績	平成19年度実績
来場者数	60,491人	52,490人
会議室利用率	50.5%	48.1%
利用登録団体数	392団体	578団体
レターケース利用団体	228団体	238団体

11. 交通安全・防犯

(1) 交通安全対策 2-7

交通安全を確保するため、警察などの関係機関と連携し、高齢者や幼児、児童への交通安全教育や、佐賀市交通安全指導員などとの交通安全運動を積極的に啓発する事業。

○交通事故発生状況

平成 17 年			平成 18 年			平成 19 年		
発 生	死 者	傷 者	発 生	死 者	傷 者	発 生	死 者	傷 者
3,327 (2,637)	15 (9)	4,332 (3,375)	3,141 (2,446)	17 (11)	4,100 (3,135)	3,158 (2,494)	7 (3)	4,161 (3,266)

※カッコ内は旧佐賀市内の件数

(2) 暴走族等追放対策 2-7

暴走族のいない安全で安心な市民生活の構築は市民全体の願いである。そのため、暴走族への加入防止、暴走族からの離脱促進といった活動に市民自らが携わり、暴走族等を許さない社会環境を実現するための事業。

① 暴走族追放条例の制定、施行

『暴走族等追放条例』を制定し、暴走族等の追放に関して、市はもとより、市民、保護者等の責務を明らかにし、また、暴走行為をあおる行為を規制することで、暴走族等のいないまちづくりを推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保する。

② 佐賀市暴走族追放審議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市暴走族追放審議会（委員18名以内）を設置し、本市の暴走族の実情に合わせた効果的な暴走族等の追放のための施策や重点区域及び重点禁止区域の指定について審議していく。（年間2回開催予定）

(3) 交通災害共済制度 2-7

交通事故による災害の財政的負担を軽減し、生活を安定させ、交通安全と交通事故防止に対する意識の高揚を図るため、佐賀県市町総合事務組合が運営主体となり実施する事業。（平成20年4月1日から佐賀市加入）

① 制度のあらまし

- 市民であれば、だれでも、いつからでも年額一人500円の掛金で加入できる。
- 2月1日から予約受付を開始し、共済期間は4月1日から翌年3月31日まで。

② 災害見舞金表

区 分	災 害 の 程 度	見 舞 金 額
交通事故 証明書 有り	死 亡	100万円
	自賠法第1級各号に掲げる後遺障害	80万円
	入院・通院実日数200日以上	20万円
	” 150日以上	15万円
	” 100日以上	10万円
	” 75日以上	7万5千円
	” 50日以上	5万円
	” 25日以上	3万円
現認書 のみ	” 25日以上	2万円
	” 10日以上	1万2千円

○ 対象となる交通事故

国内で一般交通の用に供する道路、公共駐車場、鉄道、定期航路等において、自転車、バイク、自動車、電車、定期旅客船・フェリー・旅客航空機等の走行（運行中）の交通事故による人身事故。または、歩行中のこれらの交通乗用具との衝突。

○ 対象とならない事故

交通事故の原因が加入者の故意、無免許、自殺、犯罪行為、天災等による場合。
私有地、公園、広場、河川敷等の一般に通行できない場所での事故。

③ 市民交通傷害保険制度（平成19年度で廃止）の加入実績

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
加 入 者 数（人）	15,055	12,452	9,987	18,590	16,242
加 入 口 数（件）	17,764	14,678	12,052	21,031	18,782
年 掛 け 金（円）	840	960	720	720	600
保 険 料（円）	14,728,630	13,880,000	8,544,960	14,973,960	10,906,050
加 入 率（％）	9.1	7.6	6.1	9.1	8.0

(4) 生活安全対策 2-7

市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全運動の推進、及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住み良い社会を実現するための事業。

① 生活安全推進条例の制定、施行

市民の生活安全を確保するため、市及び市民等の責務を明らかにし、生活安全のための啓発活動や自主的活動を推進し、市民生活の安全と安心を確保する。

② 佐賀市生活安全推進協議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市生活安全推進協議会（委員20名以内）を設置し、市民の生活安全の確保を推進するための対策などについて協議、意見する。（年間2回開催予定）

(5) 防犯対策 2-7

青少年の非行や犯罪を抑止又は防止するための啓発活動や自主防犯活動を推進し、犯罪の発生を

減少させるための事業。

○犯罪発生状況

(単位：件)

平成17年			平成18年			平成19年		
窃盗犯	その他刑法犯	計	窃盗犯	その他刑法犯	計	窃盗犯	その他刑法犯	計
3,409 (3,137)	808 (748)	4,217 (3,885)	3,191 (2,902)	809 (743)	4,000 (3,645)	3,302 (3,080)	884 (823)	4,186 (3,903)

※カッコ内は旧佐賀市内の件数

(6) 防犯灯対策 2-7

市民等の夜間における犯罪及び交通事故を抑止し、生活安全を確保するため、防犯灯の設置を推進する。その防犯灯を維持管理する自治会等を支援する事業。

① 防犯灯設置助成金制度（平成19年度）の内容

区分		助成額	助成最高限度
設置費	新設	新たに小柱を立てて設置	1基当たりに要した経費の1/2以内
	電柱に設置	1灯当たりに要した経費の1/2以内	15,000円
補修	小柱の補修	1基当たりに要した経費の3/4以内	9,000円
	白熱灯及び蛍光灯の補修	1灯当たりに要した経費の3/4以内	3,900円
切替費	切替	蛍光灯への切り替え	1灯当たりに要した経費の3/4以内
	取替	蛍光管の取り替え	1灯当たりに要した工賃の1/2以内
	取替	白熱球の取り替え	1灯当たりに要した工賃の1/2以内
維持費	電気料	1灯当たりの電気料相当215円/灯×3ヵ月	645円

(佐賀市社会福祉協議会にも同趣旨の制度がある。)

② 防犯灯助成の実績

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
助成件数	・新設灯数	93灯	124灯	191灯
	・補修灯数	138灯	119灯	287灯
	・切替灯数	41灯	59灯	119灯
	・取替灯数	2,391灯	2,278灯	2,767灯
	・電気料助成灯数	8,936灯	8,460灯	10,904灯
助成金額	10,379,970円	10,496,980円	10,871,902円	9,849,015円

12. 消費生活

(1) 消費者啓発 2-7

経済社会環境の変化に即応し、自主的かつ合理的に行動する自立した消費者を育成・支援するための事業。

① 「消費者問題リーダー養成講座」

消費者トラブルの未然防止、被害の早期発見のために、消費者問題に対処する知識を深める講座を開催し、消費者啓発の核となるリーダーを養成する。

② 「夏休みおもしろ雑学講座」

小学生とその保護者を対象に「本物に触れて、学んで、くらしのものしり博士を目指そう」と題して3回シリーズで開催し、佐賀の自然環境や食について学び、こどもの頃から消費者意識を醸成する。

③ 消費者フェスタ（消費生活展）の開催

消費生活に関するさまざまな知識や情報を提供し、自主的・主体的に行動する契機とし、消費生活を豊かにするために開催する。

④ 「消費者月間・消費者の日」記念行事

5月の「消費者月間」、5月30日の「消費者の日」にあわせ、消費者意識の喚起を目的として、街頭啓発キャンペーンや講演会等の消費者啓発事業を実施する。

⑤ 地域消費者講座開催と啓発ビデオ・啓発用パネルの貸し出し

申請により、地域の各種団体、グループ、各種学校等に出前講座や講師の派遣を行う。（平成19年度 62回 8,252人）

また、啓発用ビデオ・啓発用パネルの貸し出しを行う。

⑥ 市報さが、市ホームページに掲載

複雑多様化する消費者問題に対応するための情報を提供する。

(2) 消費者団体の育成 2-7

佐賀市消費者グループ協議会及び各種消費者団体の活動に対する支援、助言、補助金の交付等を行う。

(3) 消費者保護 2 - 7

① 消費生活相談

消費者と事業者との間に生じた苦情・トラブル等の相談に対して、専門相談員が、解決のための助言及び斡旋を行う。

相談窓口一覧

相談窓口	相談	日時	電話番号
佐賀市消費者センター	月～金曜日	9:00～16:00	40-7087
諸富支所	第2・第4木曜日	9:00～15:00	47-2133
大和支所	毎週水曜日	9:00～15:00	51-2435
富士支所	第2・第4火曜日	9:00～15:00	58-2355
三瀬保健センター	第2金曜日	9:00～15:00	56-2200
川副支所	毎週月曜日	9:00～15:00	45-8911
東与賀支所	第1・第3木曜日	9:00～15:00	45-1023
久保田支所	第1・第3金曜日	9:00～15:00	68-3137

消費生活相談件数

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
相談件数	2,367件	2,877件	2,389件	2,580件	3,001件
再相談件数	—	—	1,500件	1,561件	1,489件

※新規相談受け付け後、同じ相談について再相談を受けた件数。データは、平成17年度から計数

② 消費生活関連法の立入検査

- ・消費生活用製品安全法による立入検査
- ・家庭用品品質表示法による立入検査
- ・計量法による量目立入検査
- ・計量法による特定計量器定期検査

13. 国際交流

(1) 姉妹都市・友好都市 5 - 1

- ① アメリカニューヨーク州グレンズフォールズ市及びウォーリン郡（昭和63年9月23日締結）
 バルーンをきっかけに姉妹都市を締結し、中高生生徒訪問団の派遣・受け入れ、バルーン交流、短大生派遣・受け入れ等の交流を行っている。
- ② 韓国釜山広域市蓮堤区（平成10年10月9日締結）
 10年来の相互交流のもとに姉妹都市締結をした。現在、文化交流や小学校間交流など、市民主体の交流に広がっている。
- ③ 中国江蘇省連雲港市（平成10年11月27日締結）
 徐福が縁で友好都市締結をし、平成13年からは少年使節団の派遣・受け入れが始まり、交流の幅が青少年に広がっている。
- ④ フランスジロンド州クサク村（昭和63年4月19日締結）
 観光牧場開発をきっかけに姉妹都市を締結し、平成2年から中学生の派遣受け入れが始まり、交流の幅が青少年に広がっている。

(2) 国際交流事業 5 - 1

	事業名	事業内容	実施主体	実施年度	事業費
①	留学生交流事業	・留学生との懇談会	佐賀市	20年度	366
		・留学生奨学金給付	”		4,800
②	佐賀市国際交流協会事業	・佐賀市国際交流協会の事業支援		20年度	11,808
③	研修員受入れ事業	・連雲港市からの研修員受入れ	佐賀市	20年度	2,764
④	外国青年招致事業	・国際交流員の任用	佐賀市	20年度	5,543
⑤	姉妹・友好 都市交流事業	・グレンズフォールズ市 ：20周年記念市民訪問団の受入・ グレンズフォールズでのバルーン 大会への派遣	佐賀市	20年度	4,569
		・蓮堤区：公式訪問団受入	”		1,037
		・連雲港市：公式訪問団・少年使 節団派遣	”		3,065
		・クサク村：生徒訪問団派遣	”		5,333

※事業費：平成20年度予算

監査委員

- (1) 委員数 識見委員 1人
議会選出委員 1人

(2) 監査等執行状況（19年度）

① 監査

ア 定期監査

財務及び経営管理監査

対 象	期 間	対 象	期 間
総務課	平成19年4月 ～ 平成19年6月	図書館	平成19年8月 ～ 平成19年9月
管財課	平成19年4月 ～ 平成19年6月	生涯学習課	平成19年10月 ～ 平成19年11月
情報政策課	平成19年4月 ～ 平成19年6月	文化財課	平成19年10月 ～ 平成19年11月
市民生活課	平成19年4月 ～ 平成19年6月	こども課	平成19年10月 ～ 平成19年11月
資産税課	平成19年4月 ～ 平成19年6月	市民税課	平成19年10月 ～ 平成19年11月
市民スポーツ課	平成19年4月 ～ 平成19年6月	人権・同和政策課	平成19年10月 ～ 平成19年11月
(三瀬支所産業建設課) やまびこの湯	平成19年6月 ～ 平成19年8月	選挙管理委員会	平成19年10月 ～ 平成19年11月
都市政策課	平成19年8月 ～ 平成19年9月	農業委員会	平成19年10月 ～ 平成19年11月
用地対策課	平成19年8月 ～ 平成19年9月	秘書課	平成19年11月 ～ 平成20年1月
建築課	平成19年8月 ～ 平成19年9月	観光・文化課	平成19年11月 ～ 平成20年1月
環境課	平成19年8月 ～ 平成19年9月	農業振興課	平成19年11月 ～ 平成20年1月
教育総務課	平成19年8月 ～ 平成19年9月	農村環境課	平成19年11月 ～ 平成20年1月

対 象	期 間	対 象	期 間
交通局業務課	平成20年1月 ～ 平成20年2月	三瀬支所課 教 育 課	平成20年1月 ～ 平成20年2月
水道局営業課	平成20年1月 ～ 平成20年2月	諸富中学校	平成20年2月 ～ 平成20年3月
水道局工務課	平成20年1月 ～ 平成20年2月	諸富北小学校	平成20年2月 ～ 平成20年3月
富士大和温泉病院 事務部門	平成19年12月 ～ 平成20年2月	大和中学校	平成20年2月 ～ 平成20年3月
諸富支所課 教 育 課	平成20年1月 ～ 平成20年2月	春日小学校	平成20年2月 ～ 平成20年3月
大和支所課 教 育 課	平成20年1月 ～ 平成20年2月	富士中学校	平成20年2月 ～ 平成20年3月
富士支所課 教 育 課	平成20年1月 ～ 平成20年2月	三瀬小学校	平成20年2月 ～ 平成20年3月

イ 工事監査

○ 監査の方法

技術面については、社団法人大阪技術振興協会から技術士の派遣を求め、設計等の審査を行い、現地において、現場調査並びに施工状況等について検査を行い、事務手続きについては、事務局書記により審査を行った。

○ 監査の期間

平成19年12月5日～平成20年1月21日

工 種	所 属 名	事 業 名
土 木	水道局工務課	市道若宮伊賀屋線配水管布設工事
土 木	水道局工務課	国道264号線（損保ジャパン前外3路線）配水管布設工事
土 木	下水浄化センター	公共下水道厘外第11汚水幹線西頭橋下流部伏越室修繕工事
土 木	農村環境課	平成19年度平尾4号道路整備工事
土 木	富士支所建設課	市道熊の川天水線道路改築工事
土 木	道 路 課	市道西原櫟木線道路改良工事
土 木	道 路 課	市道末次中通り線道路改良工事

ウ 財政援助団体等監査

対 象	期 間	対 象	期 間
(市民スポーツ課) 財団法人佐賀市体育協会	平成19年4月 ～ 平成19年6月	(農業振興課) 佐賀市特産物振興協議会	平成19年11月 ～ 平成20年1月
(商工振興課) 有限会社熊の川温泉 ちどりの湯	平成19年6月 ～ 平成19年8月	(観光・文化課) 佐賀市文化連盟	平成19年11月 ～ 平成20年1月
(市民活動推進課) 佐賀市国際交流協会	平成19年9月 ～ 平成19年10月	(森林整備課) 富士大和森林組合	平成19年10月 ～ 平成19年12月

② 検 査

ア 例月出納検査(会計管理者所管、交通局、水道局、温泉病院、工業用水道)

対 象	期 間	対 象	期 間
平成18年度2月分	平成19年 4月16日～23日	平成19年度8月分	平成19年 10月18日～25日
平成18年度3月分	平成19年 5月15日～22日	平成19年度9月分	平成19年 11月15日～22日
平成18年度4月分 (会計管理者所管のみ) 平成19年度4月分	平成19年 6月21日～28日	平成19年度10月分	平成19年 12月18日～25日
平成18年度5月分 (会計管理者所管のみ) 平成19年度5月分	平成19年 7月17日～24日	平成19年度11月分	平成20年 1月16日～23日
平成18年度6月分 (会計管理者所管のみ) 平成19年度6月分	平成19年 8月13日～20日	平成19年度12月分	平成20年 2月19日～26日
平成19年度7月分	平成19年 9月19日～26日	平成19年度1月分	平成20年 3月18日～25日

③ 審 査

ア 決算審査

対 象	期 間	意見書提出年月日
平成18年度佐賀市自動車運送事業会計	平成19年6月6日 ～ 平成19年8月3日	平成19年8月3日
平成18年度佐賀市水道事業会計	平成19年6月6日 ～ 平成19年8月3日	平成19年8月3日
平成18年度佐賀市工業用水道事業会計	平成19年6月6日 ～ 平成19年8月3日	平成19年8月3日

対 象	期 間	意見書提出年月日
平成18年度佐賀市立富士大和温泉病院事業会計	平成19年6月6日 ～ 平成19年8月3日	平成19年8月3日
平成18年度佐賀市一般会計・特別会計	平成19年7月12日 ～ 平成19年9月11日	平成19年9月11日
平成19年度 〔自平成19年4月1日〕 〔至平成19年9月30日〕 川副町一般会計・特別会計	平成19年12月7日 ～ 平成20年2月18日	平成20年2月18日
平成19年度 〔自平成19年4月1日〕 〔至平成19年9月30日〕 東与賀町一般会計・特別会計	平成19年12月7日 ～ 平成20年2月18日	平成20年2月18日
平成19年度 〔自平成19年4月1日〕 〔至平成19年9月30日〕 久保田町一般会計・特別会計	平成19年12月7日 ～ 平成20年2月18日	平成20年2月18日

イ 基金運用状況審査

対 象	期 間	意見書提出年月日
平成18年度運用状況 佐賀市土地開発基金 佐賀市職員厚生基金 佐賀市国民健康保険高額療養費貸付基金 佐賀市国民健康保険出産費資金貸付基金	平成19年7月12日 ～ 平成19年9月11日	平成19年9月11日
平成19年度 〔自平成19年4月1日〕 運用状況 〔至平成19年9月30日〕 川副町土地開発基金 川副町国民健康保険高額療養費資金貸付基金	平成19年12月7日 ～ 平成20年2月18日	平成20年2月18日
平成19年度 〔自平成19年4月1日〕 運用状況 〔至平成19年9月30日〕 東与賀町土地開発基金 東与賀町国民健康保険高額医療費資金貸付基金 東与賀町国民健康保険出産費資金貸付基金	平成19年12月7日 ～ 平成20年2月18日	平成20年2月18日
平成19年度 〔自平成19年4月1日〕 運用状況 〔至平成19年9月30日〕 久保田町土地開発基金 久保田町国民健康保険高額医療費資金貸付基金 久保田町国民健康保険出産費資金貸付基金	平成19年12月7日 ～ 平成20年2月18日	平成20年2月18日

④ 報告の徴取

ア 指定金融機関等に対する検査の報告の徴取

会計管理者並びに自動車運送事業及び水道事業の管理者から検査結果の報告を受けた。

公平委員会

(1) 公平委員会の設置

委員会の審査を通じて、職員の利益の保護と、公正な人事権の行使を保障するために、地方公共団体の長その他の任命権者から独立した地位を有する機関として、公平委員会を設置する。

① 根拠規定

- ア 地方自治法第180条の5第1項
- イ 地方公務員法第7条第2項
- ウ 佐賀市公平委員会設置条例

② 設置年月日

平成19年4月1日

(2) 公平委員会の委員

委員は非常勤であり、議会の同意を得て、長が選任する。

委員数：3人 任期：4年（地方公務員法第9条の2）

職名	氏名	就任日	任期満了日
委員長	團野克己	平成19年4月1日	平成21年3月31日
委員	溝上雅章	平成19年4月1日	平成23年3月31日
委員	大村雄三	平成19年4月1日	平成22年3月31日

(3) 公平委員会の事務

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求についての審査、判定及び必要な措置をとること。
- ② 職員に対する不利益処分不服申し立てに対する裁決または決定をすること。
- ③ 管理職員等の範囲を規則で定めること。
- ④ 職員団体の登録等に関する事務を処理すること。
- ⑤ 職員の苦情処理に関する事務を処理すること。
- ⑥ その他、法律で定める権限に属する事務を処理すること。

(4) 公平委員会の事務処理状況

年度	勤務条件に関する措置要求	不利益処分に対する不服申し立て	職員団体登録等
平成19年度	0件	0件	4件

選挙管理委員会

(1) 選挙管理委員

職名	氏名	党派	職業	就任日	任期満了日
委員長	前田和馬	無所属	弁護士	H17. 12. 20	H21. 12. 19
委員長職務代理者	久保三朗	無所属	無職	H17. 12. 20	H21. 12. 19
委員	中島良弘	無所属	〃	H17. 12. 20	H21. 12. 19
委員	山田明	公明党	〃	H17. 12. 20	H21. 12. 19

(2) 選挙人名簿登録状況

名簿名	基準(調製)日	登録者数(人)	備考
永久選挙人名簿	H20. 6. 1	189,765	年4回及び選挙時に登録
有明海区漁業調整委員会委員選挙人名簿	H19. 9. 1	2,204	年1回登録
農業委員会委員選挙人名簿	H20. 1. 1	19,116	年1回登録

選挙管理

(3) 市長選挙及び市議会議員選挙の執行状況

区分	選挙名	市長選挙 (設置選挙)	市議会議員選挙 (設置選挙)	市議会議員増員選挙		
				川副選挙区	東与賀選挙区	久保田選挙区
執行年月日		H17. 10. 23	H17. 10. 23	H19. 10. 28	H19. 10. 28	H19. 10. 28
定数(人)		1	38	3	1	2
立候補者数(人)		2	52	10	3	5
当日有権者数(人)		160,266	160,266	14,839	6,455	6,495
投票者数(人)		110,512	110,508	10,666	4,451	4,671
棄権者数(人)		49,754	49,758	4,173	2,004	1,824
投票率(%)		68.96	68.95	71.88	68.95	71.92
無効投票数(票)		1,200	2,637	123	45	58
最高得票数(票)		56,733.487	3,514	2,249	1,778	1,509
最低得票数(票)		52,538.512	552	503	1,156	68
開票時間		21:30~0:35	21:30~6:38	21:00~22:55	21:00~22:00	21:00~21:53
投票所数		50	50	4	3	3
ポスター掲示場数		348	348	35	24	23

※市議会議員増員選挙は、旧町(川副町、東与賀町及び久保田町)ごとに選挙区を設けて執行した。

(4) 各種選挙の執行状況（平成19年度）

選挙名 区分	佐賀県知事選挙	佐賀県議会議員 選挙	参議院議員選挙	
			選挙区	比例代表
執行年月日	H19. 4. 8	H19. 4. 8	H19. 7. 29	H19. 7. 29
定数（人）	1	10	1	48
立候補者数（人）	2	13	3	159
当日有権者数（人）	158,806	158,806	161,567	161,567
投票者数（人）	99,386	99,347	100,353	100,354
棄権者数（人）	59,420	59,459	61,214	61,213
投票率（％）	62.58	62.56	62.11	62.11
投票所数	41	41	41	41

※いずれの選挙もH19.10.1編入合併前の佐賀市で執行した数値である。

(5) 各種選挙の任期満了日程

選挙名	定数	任期満了日	備考
佐賀市農業委員会委員選挙	38	H21. 3. 31	10選挙区 38人
衆議院議員選挙	小選挙区 300 比例代表 180	H21. 9. 10	小選挙区 佐賀県第1区1人(別記1) 佐賀県第2区1人(別記2) 比例代表 九州ブロック21人
佐賀市長選挙	1	H21.10.22	
佐賀市議会議員選挙	38	H21.10.22	
参議院議員選挙	選挙区 73 比例代表 48	H22. 7. 25	選挙区 佐賀県選挙区1人 比例代表 (全国) 48人
佐賀県知事選挙	1	H23. 4. 22	
佐賀県議会議員選挙	41	H23. 4. 29	14選挙区41人 佐賀市選挙区10人 佐賀郡選挙区2人
有明海区漁業調整委員会 委員選挙	6	H24. 8. 14	1選挙区(5市3町) 6人
参議院議員選挙	選挙区 73 比例代表 48	H25. 7. 28	選挙区 佐賀県選挙区1人 比例代表 (全国) 48人

別記1 佐賀市(旧佐賀市)、鳥栖市、神埼市(旧千代田町)、三養基郡

別記2 佐賀市(旧諸富町、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村、旧川副町、旧東与賀町、旧久保田町)、武雄市(旧北方町)、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(旧神埼町、旧脊振村)、神埼郡、杵島郡、藤津郡

(6) 選挙公営

公職選挙法第141条第8項及び第143条第15項の規定による条例の定めるところにより、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に要する費用を公費で負担する。

(7) 常時啓発

明るい選挙啓発ポスター募集事業及び学校選挙支援事業など常時啓発に積極的に取り組み、選挙意識の高揚を図るとともに公職選挙法の基本理念である明るい選挙の推進に努める。